

VIII 税 制

VIII 税 制

1. 令和4年度堺市税の税率	-----	54
2. 堺市税の税率変遷（平成元年度以降）	-----	56
3. 令和3年度政令指定都市における主要税目税率一覧	-----	64
4. 令和3年度大阪府内市町村における主要税目税率一覧	-----	65
5. 不服申立てに関する調	-----	66
6. 税に関する訴訟に関する調	-----	67
7. 令和3年度の審査申出の処理状況	-----	68

1. 令和4年度堺市税の税率

税目		課 税 客 体		納 税 義 務 者		賦 課 期 日		課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限		納 期		区分		税目																																											
市民税	個人	○区内に住所を有する個人 (均等割・所得割) ○区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者 (均等割)					1 月 1 日		○均等割 3,500円 ○所得割 8%				市・府民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日		○普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 翌年1月4日～同月31日 ○特別徴収 毎月分 (6月～翌年5月) 徴収した月の翌月10日		個人																																												
	法人	○区内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) ○区内に寮等を有する法人で、当該区内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割) ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所又は事業所を有するもの (法人税割) ○法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものは法人とみなして法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割・法人税割)							○均等割 <table><tr><td></td><td>区分</td><td>従業者数の合計数</td><td>税率 (年額)</td></tr><tr><td>1</td><td>次に掲げる法人 公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人</td><td></td><td>5万円</td></tr><tr><td>2</td><td rowspan="2">資本金等の額が1千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>12万円</td></tr><tr><td></td><td>50人以下</td><td>5万円</td></tr><tr><td>3</td><td rowspan="2">資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>15万円</td></tr><tr><td></td><td>50人以下</td><td>13万円</td></tr><tr><td>4</td><td rowspan="2">資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>40万円</td></tr><tr><td></td><td>50人以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td>5</td><td rowspan="2">資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>175万円</td></tr><tr><td></td><td>50人以下</td><td>41万円</td></tr><tr><td>6</td><td rowspan="2">資本金等の額が50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>300万円</td></tr><tr><td></td><td>50人以下</td><td>41万円</td></tr></table> ○法人税割 8.4% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年800万円以下の法人 6.0%					区分	従業者数の合計数	税率 (年額)	1	次に掲げる法人 公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人		5万円	2	資本金等の額が1千万円以下の法人	50人超	12万円		50人以下	5万円	3	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円		50人以下	13万円	4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円		50人以下	16万円	5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円		50人以下	41万円	6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	300万円		50人以下	41万円	法人税の申告期限		○事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内 (中間申告) ○事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内 (確定申告) ○毎年4月30日 (公共法人等で収益事業を営まないもの)		法人	
	区分	従業者数の合計数	税率 (年額)																																																										
1	次に掲げる法人 公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人		5万円																																																										
2	資本金等の額が1千万円以下の法人	50人超	12万円																																																										
		50人以下	5万円																																																										
3	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円																																																										
		50人以下	13万円																																																										
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円																																																										
		50人以下	16万円																																																										
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円																																																										
		50人以下	41万円																																																										
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	300万円																																																										
		50人以下	41万円																																																										
固定資産税	固定資産 土地 家屋 償却資産	固定資産の所有者					1 月 1 日		○土地及び家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 ○償却資産 賦課期日における価格 免税点 { 土地 30万円未満 家屋 20 " 償却資産 150 "				} 1.4%		償却資産の申告 1月31日		第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月25日 第4期 翌年2月1日～同月末日		固定資産税																																										

1. 令和4年度堺市税の税率（続）

区分 税目		課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日	課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限		納 期	区分 税目																														
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	原動機付自転車、軽自動車、 小型特殊自動車及び二輪の 小型自動車の所有者	4 月 1 日	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 " (ミニカー) 3,700円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 二輪で125cc超 250cc以下 及び二輪のトレーラ 3,600円 農 耕 用 2,400円 そ の 他 5,900円 ○二輪の小型自動車 6,000円 <table><tr><td>○三輪及び四輪</td><td>①H27.4.1以降の新車※</td><td>②新車登録から13年を経過</td><td>①と②以外</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>四輪乗用自家用</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>" 営業用</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>四輪貨物自家用</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>" 営業用</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td></tr></table> ※グリーン化特例適用に該当する場合あり				○三輪及び四輪	①H27.4.1以降の新車※	②新車登録から13年を経過	①と②以外	三輪	3,900円	4,600円	3,100円	四輪乗用自家用	10,800円	12,900円	7,200円	" 営業用	6,900円	8,200円	5,500円	四輪貨物自家用	5,000円	6,000円	4,000円	" 営業用	3,800円	4,500円	3,000円	○取得申告 所有者等となった 日から15日以内 ○廃車・譲渡申告 所有者等でなく なった日から 30日以内		5月1日～5月31日	種別割 軽自動車税						
	○三輪及び四輪	①H27.4.1以降の新車※	②新車登録から13年を経過	①と②以外																																						
三輪	3,900円	4,600円	3,100円																																							
四輪乗用自家用	10,800円	12,900円	7,200円																																							
" 営業用	6,900円	8,200円	5,500円																																							
四輪貨物自家用	5,000円	6,000円	4,000円																																							
" 営業用	3,800円	4,500円	3,000円																																							
環境性能割	三輪以上の軽自動車	三輪以上の軽自動車の取得者		〔乗用車〕〔貨物車〕 <table><tr><td colspan="2">○電気、天然ガス車</td><td colspan="2">非課税</td></tr><tr><td colspan="4">○ガソリン車、ハイブリッド車</td></tr><tr><td>R12年度燃費基準75%達成車かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準25%向上達成車)</td><td>自家用・営業用</td><td colspan="2">非課税</td></tr><tr><td>R12年度燃費基準60%達成車かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準20%向上達成車)</td><td>自家用</td><td colspan="2">1.0%</td></tr><tr><td></td><td>営業用</td><td colspan="2">0.5%</td></tr><tr><td>R12年度燃費基準55%達成車 (H27年度燃費基準15%向上達成車)</td><td>自家用</td><td colspan="2">2.0%</td></tr><tr><td></td><td>営業用</td><td colspan="2">1.0%</td></tr><tr><td>○上記以外</td><td>自家用・営業用</td><td colspan="2">2.0%</td></tr></table> () 括弧内は貨物車の燃費要件				○電気、天然ガス車		非課税		○ガソリン車、ハイブリッド車				R12年度燃費基準75%達成車かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準25%向上達成車)	自家用・営業用	非課税		R12年度燃費基準60%達成車かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準20%向上達成車)	自家用	1.0%			営業用	0.5%		R12年度燃費基準55%達成車 (H27年度燃費基準15%向上達成車)	自家用	2.0%			営業用	1.0%		○上記以外	自家用・営業用	2.0%		大阪府による賦課徴収		環境性能割
○電気、天然ガス車		非課税																																								
○ガソリン車、ハイブリッド車																																										
R12年度燃費基準75%達成車かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準25%向上達成車)	自家用・営業用	非課税																																								
R12年度燃費基準60%達成車かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準20%向上達成車)	自家用	1.0%																																								
	営業用	0.5%																																								
R12年度燃費基準55%達成車 (H27年度燃費基準15%向上達成車)	自家用	2.0%																																								
	営業用	1.0%																																								
○上記以外	自家用・営業用	2.0%																																								
市たばこ税	売渡した製造たばこ	卸売販売業者等		売渡し本数1,000本につき 6,552円				毎月末日までに前月の売渡し分を申告納付		市たばこ税																																
入 湯 税	市内の鉱泉浴場における入湯	市内の鉱泉浴場に入湯する者		1 人 1 日につき75円				毎月15日	申告期限と同じ		入 湯 税																															
事 業 所 税	事業所等において法人又は個人が行う事業	事業を行う法人又は個人		資産割 各事業所床面積の合計面積 1㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25 免税点 100人以下				法人 事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年の3月15日まで		事業所税																																
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1 月 1 日	土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの					固定資産税と併せて 賦課徴収するため 固定資産税の納期と同一		都市計																															

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（平成元年度以降）

区 分			平成元・2	3～5	6
税 目					
市 民 税	個 人	均 等 割	2,500円	同 左	同 左
		所 得 割	120万円以下 3 % 120万円超 8 % 500万円〃 11%	160万円以下 3 % 160万円超 8 % 500万円〃 11%	同 左
	法 人	均 等 割	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 〃 50人以下 400,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 〃 50人以下 400,000 円 ○資本等の金額1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 〃 50人以下 150,000 円 ○資本等の金額1 千万円超1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 〃 50人以下 120,000 円 ○資本等の金額1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 ○上記以外 40,000 円	同 左	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 〃 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 〃 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 〃 50人以下 160,000 円 ○資本等の金額1 千万円超1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 〃 50人以下 130,000 円 ○資本等の金額1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 〃 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円
		法 人 税 割	○資本等の金額が1 億円以下で、かつ、法人税額 が年800万円以下である中小法人等…12.3% ○上記以外の法人……14.7%	同 左	同 左
	固 定 資 産 税			1.4%	同 左
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 〃 (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 〃 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 〃 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左
市 た ば こ 税			【平成元年度～】 1,997円／千本 (旧3級品948円)	同 左	同 左
特別土地保有税			保有分 1.4 %、取得分 3 %	保有分1.4%、取得分3% (平3創設)遊休土地分1.4%	同 左 (遊休土地分廃止)
入 湯 税			－	－	－
事 業 所 税			新增設 6,000円／㎡ 資産割 600円／㎡、従業者割0.25／100	同 左	同 左
都 市 計 画 税			0.3%	同 左	同 左
商品切手発行税			4%	同 左	廃 止
電 気 税			廃 止 (平成元年)	－	－
ガ ス 税			廃 止 (平成元年)	－	－

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			平成7・8	9・10	11・12
税 目					
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円（平成8年）	同 左	同 左
		所 得 割	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 11 %	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 12 %	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10 %
	法 人	均 等 割	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額1億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者 50人超 150,000 円 " 50人以下 130,000 円 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 " 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円	同 左	同 左
		法 人 税 割	○資本等の金額が1億円以下で、かつ、法人税額が年800万円以下である中小法人等…12.3% ○上記以外の法人……14.7%	同 左	同 左
	固 定 資 産 税			1.4%	同 左
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左
市 た ば こ 税			1,997円／千本（旧3級品948円）	【平成9年度～】 2,434円／千本（旧3級品1,155円）	【平成11年5月1日～】 2,668円／千本（旧3級品1,266円）
特別土地保有税			保有分1.4%、取得分3%	同 左	同 左
入 湯 税			－	－	－
事 業 所 税			新增設 6,000円／㎡ 資産割 600円／㎡、従業者割0.25／100	同 左	同 左
都 市 計 画 税			0.3%	同 左	同 左
商品切手発行税			－	－	－
電 気 税			－	－	－
ガ ス 税			－	－	－

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			平成13・14	15・16	17
税 目					
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円	同 左	同 左
		所 得 割	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10%	同 左	同 左
	法 人	均 等 割	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本等の金額1 千万円超1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 " 50人以下 130,000 円 ○資本等の金額1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 " 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円	同 左	同 左
		法 人 税 割	○資本等の金額が1 億円以下で、かつ、法人税額が年800万円以下である中小法人等 ……12.3% ○上記以外の法人 ……14.7%	同 左	○資本等の金額が1 億円以下で、かつ、法人税額が年800万円以下である中小法人等 ……12.3% ○上記以外の法人 ……14.7% (合併前から旧美原町の区域内に主たる事務所等を有する法人で平成17年2月1日～平成22年3月31日までに終了する事業年度分は12.3%)
	固 定 資 産 税			1.4%	同 左
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左
市 た ば こ 税			2,668円／千本 (旧3級品1,266円)	【平成15年7月1日～】 2,977円／千本 (旧3級品1,412円)	同 左
特別土地保有税			保有分1.4%、取得分3%	停 止	同 左
入 湯 税			1人1日75円 (平成13年創設)	同 左	同 左
事 業 所 税			新増設 6,000円／㎡ 資産割 600円／㎡ 従業者割0.25／100	資産割600円／㎡、 従業者割0.25／100 (新増設廃止)	同 左 (合併前から旧美原町の区域内に存する主たる事業所等において法人又は個人が行う事業について、法人は平成22年3月31日までに終了する事業年度分、個人は平成21年分まで課税しない。)
都 市 計 画 税			0.3%	同左	0.3% (旧美原町の区域内の土地・家屋に対しては、平成21年度分までは0.2%)

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			平成18	19	20・21
税 目					
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円	同 左	同 左
		所 得 割	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10%	6%	同 左
	法 人	均 等 割	○資本金等の額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本金等の額 1 千万円超 1 億円以下 ○資本等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 ○資本金等の額 1 千万円以下 ○上記以外 50,000 円	○資本金等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 " 50人以下 130,000 円 ○資本金等の金額 1 千万円以下 ○資本金等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 " 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円	○次に掲げる法人 50,000円 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円
		法 人 税 割	○資本金等の額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年800万円以下である中小法人等 ……12.3% ○上記以外の法人 ……14.7% (合併前から旧美原町の区域内に主たる事務所等を有する法人で平成17年2月1日～平成22年3月31日までに終了する事業年度分は12.3%)	同 左	同 左
	固 定 資 産 税		1.4%	同 左	同 左
軽 自 動 車 税		○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左	
市 た ば こ 税		【平成18年7月1日～】 3,298円／千本 (旧3級品1,564円)	同 左	同 左	
特別土地保有税		停 止	同 左	同 左	
入 湯 税		1人1日75円	同 左	同 左	
事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業者割0.25／100 (合併前から旧美原町の区域内に存する主たる事業所等において法人又は個人が行う事業について、法人は平成22年3月31日までに終了する事業年度分、個人は平成21年分まで課税しない。)	同 左	同 左	
都 市 計 画 税		0.3% (旧美原町の区域内の土地・家屋に対しては、平成21年度分までは0.2%)	同 左	同 左	

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分 税 目			平成22～24	25	26	27
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円	同 左	3,500円	3,500円
		所 得 割	6%	同 左	同 左	同 左
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 50,000円 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円	同 左	同 左	同 左
		法 人 税 割	○資本金等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人 税額が年800万円以下である中小法人等…… 12.3% ○上記以外の法人……14.7%	同 左	○資本金等の金額が 1 億円以下で、か つ、法人税額が年800万円以下である 中小法人等 ……12.3%（9.7%） ○上記以外の法人……14.7% （12.1%） ※（ ）内の率は、平成26年10月1日以 後に開始する事業年度の税率	○資本金等の金額が 1 億円以下で、か つ、法人税額が年800万円以下である中 小法人等 ……9.7% ○上記以外の法人……12.1%
	固 定 資 産 税		1.4%	同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税		○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " （ミニカー） 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左	○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " （ミニカー） 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,900円 四輪乗用自家用 ※H27.4.1 10,800円 " 営業用 以降の 6,900円 四輪貨物自家用 新車のみ 5,000円 " 営業用 引上げ 3,800円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	
市 た ば こ 税		【平成22年10月1日～】 4,618円／千本（旧3級品2,190円）	【平成25年4月1日～】 5,262円／千本（旧3級品2,495円）	同 左	同 左	
特別土地保有税		停 止	同 左	同 左	同 左	
入 湯 税		1 人 1 日75円	同 左	同 左	同 左	
事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業者割0.25／100	同 左	同 左	同 左	
都 市 計 画 税		0.3%	同 左	同 左	同 左	

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

税 目		区 分	平成28	29	30
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円	同 左	同 左
		所 得 割	6%	同 左	8%
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 50,000円 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額1千万円超1億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額1億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円	同 左	同 左
		法 人 税 割	○資本金等の金額が1億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 ……9.7% ○上記以外の法人 ……12.1%	同 左	同 左
	固 定 資 産 税		1.4%	同 左	同 左
	軽 自 動 車 税	○原動機付自転車 50cc以下 …………… 2,000円 " (ミニカー) …………… 3,700円 50cc超 90cc以下 …………… 2,000円 90cc超 125cc以下 …………… 2,400円 ○軽自動車 二輪で125cc超 250cc以下 …………… 3,600円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 …………… 2,400円 そ の 他 …………… 5,900円 ○二輪の小型自動車 …………… 6,000円		同 左	同 左
		○三輪及び四輪	①H27.4.1以降の 新車※	②新車登録から 13年を経過	①と②以外
		三輪	3,900円	4,600円	3,100円
		四輪乗用自家用	10,800円	12,900円	7,200円
		" 営業用	6,900円	8,200円	5,500円
		四輪貨物自家用	5,000円	6,000円	4,000円
		" 営業用	3,800円	4,500円	3,000円
		※グリーン化特例適用に該当する場合あり			
		市 た ば こ 税		【平成29年4月1日～ （※旧3級品のみ）】 5,262円／千本（旧3級品3,355円）	【平成30年4月1日～（※旧3級品のみ）】 5,262円／千本（旧3級品4,000円） 【平成30年10月1日～（※旧3級品以外）】 5,692円／千本（旧3級品4,000円）
		特別土地保有税		停 止	同 左
	入 湯 税		1人1日75円	同 左	同 左
	事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業者割 0.25／100	同 左	同 左
	都 市 計 画 税		0.3%	同 左	同 左

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			令和元	2
税 目				
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円	同 左
		所 得 割	8%	同 左
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 50,000円 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1千万円超 1億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円	同 左
		法 人 税 割	○資本金等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 ……9.7% （6.0%） ○上記以外の法人……12.1% （8.4%） ※（ ）内の率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率	○資本金等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 ……6.0% ○上記以外の法人……8.4%
	固 定 資 産 税		1.4%	同 左
軽 自 動 車 税	種 別 割	○原動機付自転車 50cc以下 ……2,000円 "（ミニカー） ……3,700円 50cc超 90cc以下 ……2,000円 90cc超 125cc以下 ……2,400円 ○軽自動車 ……3,600円 二輪で125cc超 250cc以下 ○小型特殊自動車 ……2,400円 農 耕 用 ……5,900円 そ の 他 ……6,000円 ○二輪の小型自動車 ……6,000円 ○三輪及び四輪 三輪 ……3,900円 四輪乗用自家用 ……10,800円 " 営業用 ……6,900円 四輪貨物自家用 ……5,000円 " 営業用 ……3,800円 ※グリーン化特例適用に該当する場合あり	①H27.4.1以降 の新車※ 3,900円 10,800円 6,900円 5,000円 3,800円 ②新車登録から 13年を経過 4,600円 12,900円 8,200円 6,000円 4,500円 ①と②以外 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円	同 左
	環 境 性 能 割	【乗用車】 【貨物車】 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R2年度燃費基準＋10%達成 (H27年度燃費基準＋20%達成) 自家用・営業用 非課税 ・R2年度燃費基準達成 (H27年度燃費基準＋15%達成) 自家用 1.0% ※非課税 営業用 0.5% ・H27年度燃費基準＋10%達成 自家用 2.0% ※1.0% (H27年度燃費基準＋10%達成) 営業用 1.0% ○上記以外 自家用・営業用 2.0% () 括弧内は貨物車の燃費要件 ※令和元年10月1日～令和2年9月30日に乗用（自家用）を取得した場合	【乗用車】 【貨物車】 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R2年度燃費基準＋10%達成 (H27年度燃費基準＋20%達成) 自家用・営業用 非課税 ・R2年度燃費基準達成 (H27年度燃費基準＋15%達成) 自家用 1.0% ※非課税 営業用 0.5% ・H27年度燃費基準＋10%達成 自家用 2.0% ※1.0% (H27年度燃費基準＋10%達成) 営業用 1.0% ○上記以外 自家用・営業用 2.0% () 括弧内は貨物車の燃費要件 ※令和元年10月1日～令和3年3月31日に乗用（自家用）を取得した場合	
市 た ば こ 税		【令和元年10月1日～（※旧3級品のみ）】 5,692円／千本	【令和2年10月1日～】 6,122円／千本	
特別土地保有税		停 止	同 左	
入 湯 税		1人1日75円	同 左	
事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業者割 0.25／100	同 左	
都 市 計 画 税		0.3%	同 左	

（税制課）

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分		税 目		令和3	4
市 民 税	個 人	均 等 割		3,500円	同 左
		所 得 割		8%	同 左
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円		同 左
		法 人 税 割	○資本金等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 ……6.0% ○上記以外の法人……8.4%		同 左
	固 定 資 産 税			1.4%	同 左
軽 自 動 車 税	種 別 割	○原動機付自転車 50cc以下 …………… 2,000円 " (ミニカー) …………… 3,700円 50cc超 90cc以下 …………… 2,000円 90cc超 125cc以下 …………… 2,400円 ○軽自動車 二輪で125cc超 250cc以下 …………… 3,600円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 …………… 2,400円 そ の 他 …………… 5,900円 ○二輪の小型自動車 …………… 6,000円 ○三輪及び四輪 三輪 ①H27.4.1以降の新車※ ②新車登録から13年を経過 ①と②以外 四輪乗用自家用 3,900円 4,600円 3,100円 " 10,800円 12,900円 7,200円 " 営業用 6,900円 8,200円 5,500円 四輪貨物自家用 5,000円 6,000円 4,000円 " 営業用 3,800円 4,500円 3,000円 ※グリーン化特例適用に該当する場合あり		同 左	
	環 境 性 能 割	【乗用車】 【貨物車】 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R12年度燃費基準75%達成車 自家用・営業用 非課税 かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準25%向上達成車) ・R12年度燃費基準60%達成車 自家用 1.0% ※非課税 かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準20%向上達成車) 営業用 0.5% ・R12年度燃費基準55%達成車 自家用 2.0% ※1.0% (H27年度燃費基準15%向上達成車) 営業用 1.0% ○上記以外 自家用・営業用 2.0% () 括弧内は貨物車の燃費要件 ※令和元年10月1日～令和3年12月31日に乗用（自家用）を取得した場合	【乗用車】 【貨物車】 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R12年度燃費基準75%達成車 自家用・営業用 非課税 かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準25%向上達成車) ・R12年度燃費基準60%達成車 自家用 1.0% かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準20%向上達成車) 営業用 0.5% ・R12年度燃費基準55%達成車 自家用 2.0% (H27年度燃費基準15%向上達成車) 営業用 1.0% ○上記以外 自家用・営業用 2.0% () 括弧内は貨物車の燃費要件		
市 た ば こ 税		【令和3年10月1日～】 6,552円／千本		同 左	
特 別 土 地 保 有 税		停 止		同 左	
入 湯 税		1人1日75円		同 左	
事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業者割 0.25／100		同 左	
都 市 計 画 税		0.3%		同 左	

〔税制課〕

3. 令和3年度政令指定都市における主要税目税率一覧

(1) 個人市民税

標準税率	均等割	3,500 円	標準税率以外の税率を採用する市	均等割・・・3団体（横浜市4,400円、名古屋市3,300円、神戸市3,900円）
	所得割	8 %		所得割・・・1団体（名古屋市7.7%）

(2) 法人市民税

(単位 千円、%)

都市名	法人均等割額								左記に掲 げる法人 以外の法 人等	税率	不均一課税の内容
	資本金等の額										
	50億円 超	10億円 超 50億円 以下	10億円 超	1億円 超 10億円 以下	1億円 超 10億円 以下	1千万円 超 1億円 以下	1千万円 超 1億円 以下	1千万円 以下			
	従業者数の合計数										
	50人 超	50人 超	50人 以下	50人 超	50人 以下	50人 超	50人 以下	50人 超			
札幌市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の法人等…6.0%
仙台市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の法人等…6.0%
さいたま市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の法人等…6.0%
千葉市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
川崎市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人等…6.0%
横浜市	3,270	1,907.5	446.9	436	174.4	163.5	141.7	130.8	54.5	8.4%	資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人等…6.0%
相模原市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人等…6.0%
新潟市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1,000万円未満で法人税額が年210万円未満の法人…7.2%
静岡市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
浜松市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
名古屋市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年2,500万円以下の法人等…6.0%
京都市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が3億円以下で法人税額が年1,600万円以下の法人等…6.0%
大阪市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年2,000万円以下の法人等…6.0%
堺市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年800万円以下の法人…6.0%
神戸市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1,600万円以下の法人等…6.0%
岡山市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
広島市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年240万円以下の法人…6.0%
北九州市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.2%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の法人…6.0%
福岡市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	120	50	8.4%	資本金等の額が1,000万円以下の法人等…7.6%
熊本市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	

(注) 太字の数値は超過課税により課税していることを示す

(3) 固定資産税

標準税率	1.4%	標準税率以外の税率を採用する市	なし。ただし、岡山市については、地方活力向上地域内の移転型・拡充型事業0～0.933%
------	------	-----------------	---

(4) 都市計画税

制限税率	0.3%	制限税率以外の税率を採用する市	0.28% … 1 団体（新潟市）
------	------	-----------------	-------------------

〔税制課〕

4. 令和3年度大阪府内市町村における主要税目税率一覧

(1) 個人市民税

標準税率	均等割	3,500 円	標準税率以外を採用する市町村	3,200 円・・・1団体（田尻町）
	所得割	6 % （大阪市、堺市は8%）	標準税率以外を採用する市町村	5.4 %・・・1団体（田尻町）

(2) 法人市民税

（単位 千円、%）

市町村名	法 人 均 等 割 額									法 人 税 割	
	資本金等の額								左記に 掲げる法人以外 の法人等	税率	不均一課税の内容
	50億円 超	10億円 超 50億円 以下	10億円 超	1億円 超 10億円 以下	1億円 超 10億円 以下	1千万 円 超 1億円	1千万 円 超 1億円	1千万 円 以下			
	従業者数の合計数										
50人 超	50人 超	50人 以下	50人 超	50人 以下	50人 超	50人 以下	50人 超				
大 阪 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が1億円以下、法人税額が年2,000万円以下の法人等…6.0%
堺 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下、法人税額が年800万円以下の法人…6.0%
岸 和 田 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5,000万円以下の法人等…6.0%
豊 中 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
池 田 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
吹 田 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億5,000万円以下の法人等…6.0%
泉 大 津 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
高 槻 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
貝 塚 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
守 口 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
枚 方 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
茨 木 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
八 尾 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
泉 佐 野 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
富 田 林 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
寝 屋 川 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
河 内 長 野 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
松 原 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
大 東 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	50	8.4%	
和 泉 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
箕 面 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
柏 原 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
羽 曳 野 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
門 真 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
摂 津 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
高 石 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
藤 井 寺 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
東 大 阪 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下、法人税額が年800万円以下の法人等…6.0%
泉 南 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	資本金等の額が1億円未満の法人等…6.0%
四 條 畷 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
交 野 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
大 阪 狭 山 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
阪 南 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
島 本 町	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
豊 能 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
能 勢 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
忠 岡 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5,000万円以下の法人等…6.0%
熊 取 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
田 尻 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
岬 町	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
太 子 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
河 南 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
千 早 赤 阪 村	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	

（注）太字の数値は超過課税により課税していることを示す

(3) 固定資産税

標準税率	1.4%	標準税率以外の税率を採用する市町村	なし
------	------	-------------------	----

(4) 都市計画税

制限税率	0.3%	制限税率以外の税率を採用する市町村	0.2%・・・2団体（大阪狭山市、河南町）
		都市計画税を課税していない市町村	7団体（豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村）

〔税制課〕

5. 不服申立てに関する調

区分		要処理件数			処理済件数						令和4年度への繰越		
		令和2年度 より繰越	令和3年度中 発生	計	却下	棄却	一部取下	全部取消	取下	計	国又は他の 地方団体決定 の繰越に伴う もの	その他	計
賦 課	個人市民税		2	2						0		2	2
	法人市民税			0						0			0
	固定資産税		1	1					1	1			0
	その他の税			0						0			0
徴 収	滞納処分	2	1	3		1		1	1	3			0
	その他	1		1	1					1			0
その他				0						0			0
合計		3	4	7	1	1	0	1	2	5	0	2	2

〔税制課〕

6. 税に関する訴訟に関する調

区分	令和2年度末 継続事件数	令和3年度中 発生件数	計	計の事件発生年度別内訳						令和3年度中 の完結件数	完結事由						令和3年度末 係属件数	左の係属審級の内訳		
				28以前	29	30	元	2	3		取下	却下	和解	勝訴	一部 敗訴	敗訴		1審	2審	3審
賦課	個人市民税		0														0			
	法人市民税		0														0			
	固定資産税		0														0			
	その他の税		0														0			
徴収	滞納処分		0														0			
	その他		0														0			
その他			0														0			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〔税制課〕

7. 令和3年度の審査申出の処理状況

	申出件数	筆数・棟数	取下	決定状況				
				却下	棄却	認容	一部認容	審理中
土 地	3	13		1	1			1
家 屋								
償 却								
計	3	13	0	1	1	0	0	1

(注) 令和4年10月31日現在

〔税制課〕